

## 政策調整会議概要（1月27日開催分）

日時 平成29年1月27日（金曜日）午前9時00分～午前10時00分  
場所 市役所本館2階 会議室

### 【案件】総合水泳・水遊場の候補地について

#### 出席者

委員 副市長、市政統括監  
担当部 教育長、子ども未来創造局担当部長（生涯学習担当）、同副理事、保健スポーツ課長、同担当室長、みどりまちづくり部副部長、同担当副部長  
事務局 市政統括政策推進室職員

#### 確認事項

- ・総合水泳・水遊場の候補地について

#### 結論

- ・原案を了とし、最有力候補地である「第二総合運動場調整池・西の池」のうち、民有地について早期に地権者への意向確認に着手することとする。

#### 質疑・意見等

- Q: 総合水泳・水遊場の規模はどの程度のものを想定しているのか？
- A: 近隣他市の施設規模を調査した結果、最小構成として、屋内プール25m×7コースと幼児用プールは必須であった。また、子育てしやすさ日本一を掲げる箕面市としては、親子連れで楽しめる施設を併設する必要があると考え、スライダー設備等を備え、親子連れから人気を集める茨木市の西河原市民プールと同規模での整備を目指すべく、約1万㎡の規模が必要であると想定している。
- Q: 候補地選定のポイントは？
- A: 約1万㎡前後の土地であることのほか、大きく二つのポイントを考慮した。一つ目のポイントは、子どもが自転車でアクセスしやすい場所であること。このため、市域の東西に偏りすぎず、比較的平坦な地形で、周辺道路の幅員がある程度確保されていることを条件とした。二つ目のポイントは、周辺環境への影響。騒音等を考慮し、住宅街から一定距離が保たれていること、市の施設として景観上の影響にも配慮できることを条件とした。これら条件を踏まえ、候補地を4カ所に絞り込んだ。

Q: 4カ所の候補地から「第二総合運動場調整池・西の池」を最有力候補地とした理由は？

A: 4カ所の候補地は、いずれもアクセス性や周辺環境の視点から有力であり、法的な制約もクリアしていることから、地権者の意向次第で実現性があるが、「第二総合運動場調整池・西の池」は、実現すれば、第二総合運動場の敷地拡張となり、スポーツ施設として新たに総合水泳・水遊場を建設することとの親和性が高く、例えば、駐車場なども共用できる。また、開設時点から利用者を共有できるなど、集客面からもメリットが考えられる。このため、最有力候補地として選定した。

Q: 第二総合運動場の調整池は、無くしても問題ないのか？

A: 過去、第二総合運動場の整備時には、開発面積1ha以上の開発行為において、大阪府から調整池の設置要請がなされたが、現時点において、箕面市の流域で、調整池の設置を義務付ける府条例等は無く、大阪府としては、「最終判断は調整池設置者(管理者)の判断に委ねる。」との見解。水防対策整備指針策定業務の中で解析をおこなった結果、調整池を廃止しても、下流域への影響がないことを確認している。

以上